

熊本労働局発表  
(局長 金谷 雅也)  
令和7年9月3日

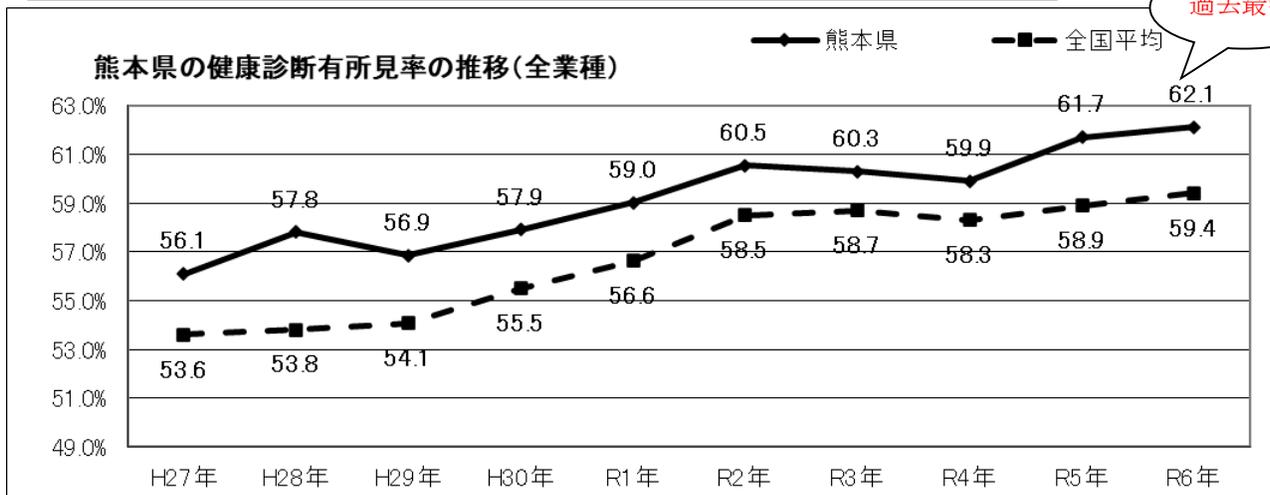
【照会先】  
熊本労働局労働基準部健康安全課  
課長 吉川 祐基  
健康安全主任 山本 新大  
(電話) 096-355-3186

報道関係者各位

## 「職場の健康診断実施強化月間」の実施について ～ 毎年9月は「職場の健康診断実施強化月間」です ～

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆さまにあらためて徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています（別添1参照）。

令和6年の熊本県内における職場の定期健康診断実施結果では、62.1%の労働者に何らかの健診項目で所見が認められました。この有所見率は、全国平均の59.4%を2.7ポイント上回っており、平成11年から全国平均を上回っている状況が続いています。



事業者の皆さまには、自身の事業場の組織を活性化させ、生産性を向上させる健康経営につなげられるよう、労働者に対する健康診断の実施状況等をあらためてご確認いただき、以下の取組み等をお願いします。

### 1 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。
- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

#### ＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

## 2 医療保険者との連携

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- 制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金（別添 2 参照）で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

### ＜熊本労働局及び各労働基準監督署での取り組み＞

本月間では、事業者の皆さまに、自身の事業場における健康診断にかかる取組状況等の確認及び適切な実施を行っていただけるよう、

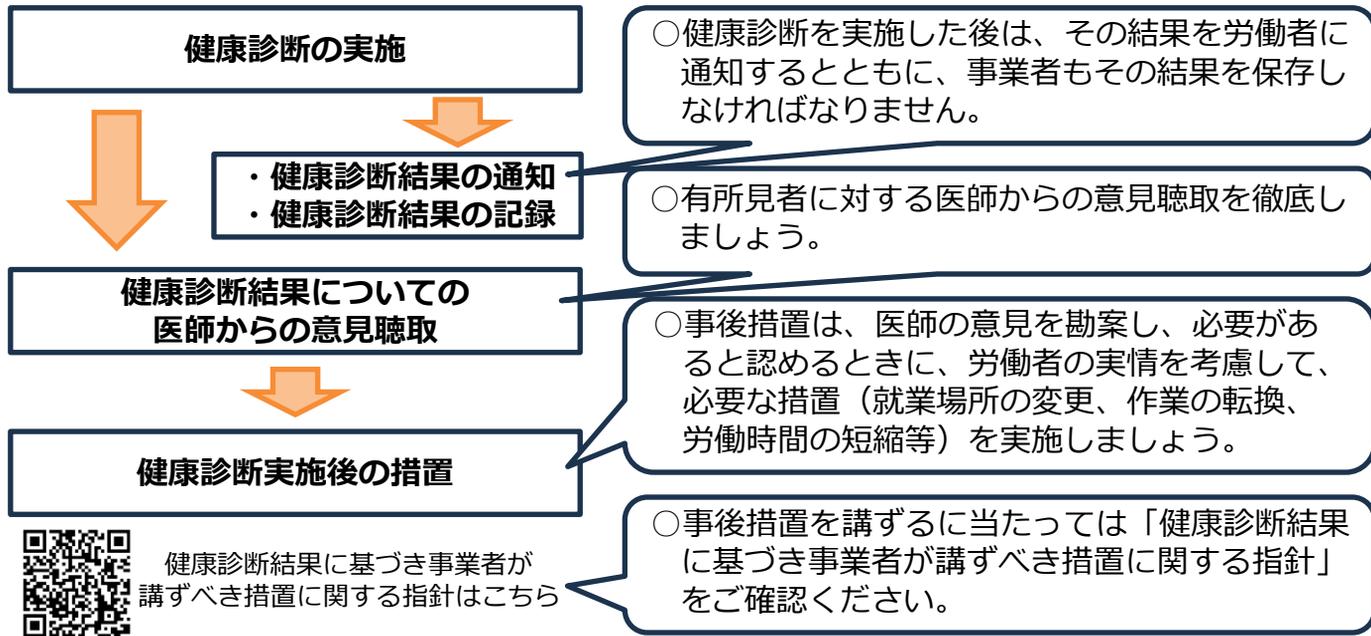
1. 熊本労働局においては、
  - 熊本県下 23 団体等に協力依頼（別添 3 参照）を行いました。
  - 医療保険者である全国健康保険協会熊本支部と連携し、全国健康保険協会熊本支部が実施する、事業者健診にかかる健診結果取得事業の案内送付時に「労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう」のリーフレット（別添 4 参照）を県下約 1,500 事業場に対して送付し、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底等について周知啓発を行います。
2. 県内の各労働基準監督署においては、
  - 「全国労働衛生週間」の準備期間（9月1日から30日）中に開催予定の「衛生管理講習会」（主催：一般社団法人熊本県労働基準協会、後援：各労働基準監督署）において、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底等を促すため、本月間等の説明を行う予定にしています。

# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

## 1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**  
一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



### <地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

## 2.医療保険者との連携

- **医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくをお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金  
のご案内はこちら



**【重点事項】**

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

**【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】**

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

- (1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）等に基づく取組の推進
  - (ア) 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
  - (イ) 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」(①)（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発(②)
  - (ウ) 労働者の高齢化を踏まえた取組については、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和2年3月16日策定）に基づく取組
- (2) 職場におけるがん検診の推進
  - (ア) 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨(③)
  - (イ) 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
  - (ウ) 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
  - (エ) 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
  - (ア) 別添6のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
  - (イ) 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」(④)や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」(⑤)の活用
  - (ウ) 令和5年5月19日付け基安発0519第4号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (4) 口腔の健康の保持増進  
令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット(⑥)を活用した歯科受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
  - (ア) アイフレイルチェックリスト(⑦)や6つのチェックツール(⑧)を活用した眼のセルフチェックの推進
  - (イ) 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診(⑨、⑩、⑪)の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
  - (ア) 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
  - (イ) 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
  - (ウ) 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒



※上記で参照している資料(①～⑪)や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）



# 「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

## 補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
<b>I 総合対策コース</b> ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、 <b>優先順位の高い労働災害防止対策</b> に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の <b>高齢労働者（60歳以上）</b> が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
<b>II 職場環境改善コース</b> ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ <b>熱中症予防対策プラン</b> → 詳細は 4 ページ	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等） ・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
<b>III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース</b> ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 4 ページ	転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、 <b>専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</b> （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） 腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、 <b>専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</b> （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
<b>IV コラボヘルスコース</b> ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く） → 詳細は 4～5 ページ	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した <b>コラボヘルス等</b> 、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること

### 【注意事項】

- ・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- ・複数コース併せての申請はできません。
- ・コースごとに予算額を定めています。
- ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

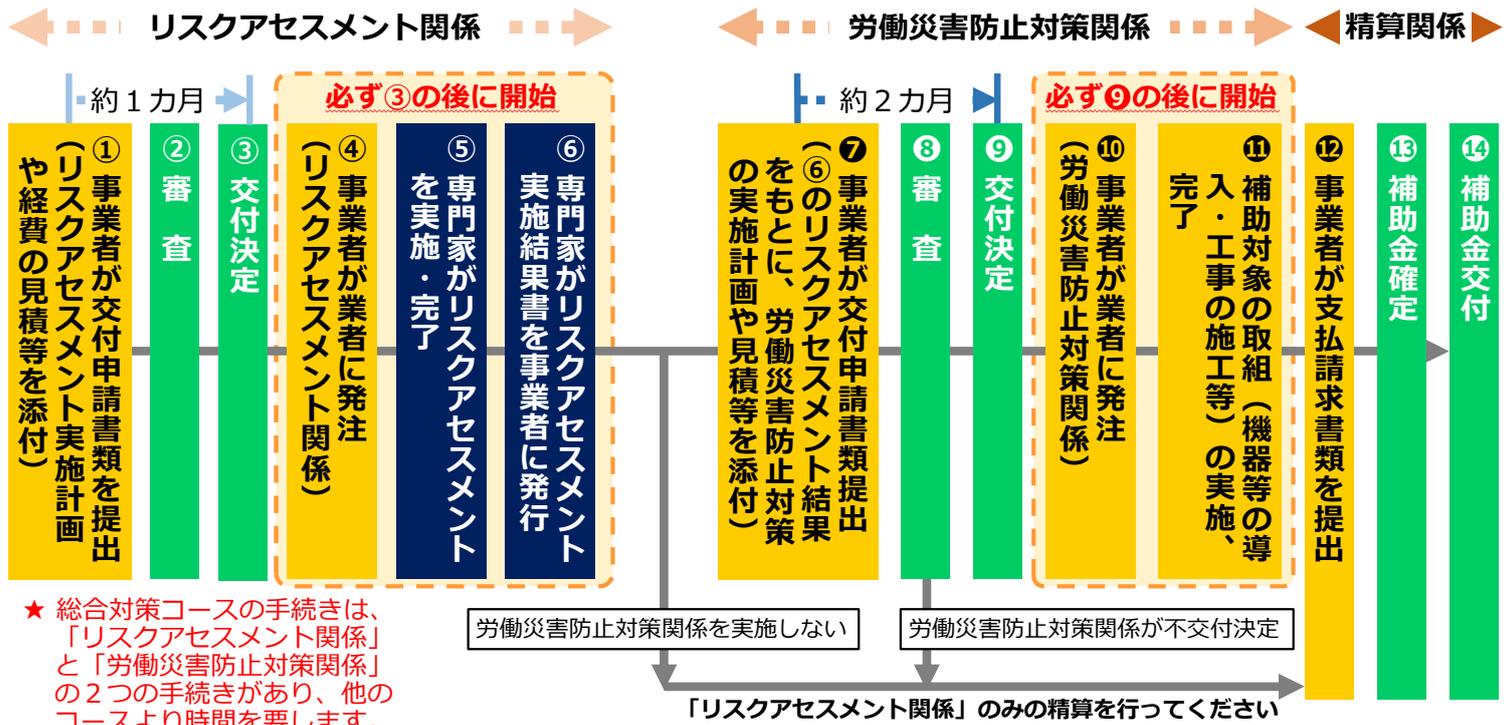


厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

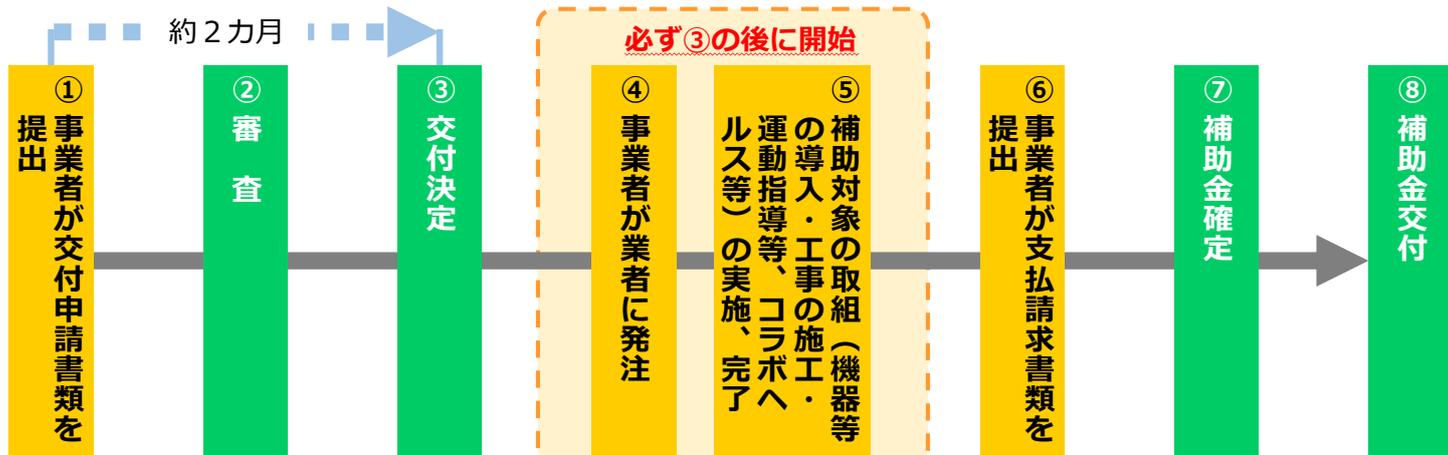
# 総合対策コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ 専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



# 職場環境改善コース、転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

## ※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始（専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始（発注）していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金等を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- **60歳以上の高年齢労働者が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）に要する経費を補助します。**

※専門家の要件は、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&A（10ページ目の問20）をご覧ください→



- ・高年齢労働者の**具体的な労働災害防止対策**が分からない。
- ・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。



事業主

- ・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



専門家

## 補助対象となる取組

(ア) 専門家による、高年齢労働者の労働災害の防止のためのリスクアセスメントを受ける

(イ) (ア) のリスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を事業者が実施する

- ・(ア) 及び (イ) の交付申請はそれぞれ必要です（詳細は2ページをご確認ください）。
- ・(ア) 及び (イ) の実施は、それぞれの交付決定後に行ってください。
- ・(ア) のみを実施した場合も補助対象となります。

# II 職場環境改善コース

# 【対象：60歳以上の労働者】

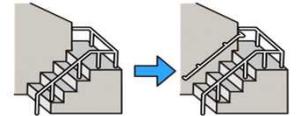
- **60歳以上の高年齢労働者が安全に働くことができる環境の整備のため、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入や工事の施工等）を補助します。**

●**具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります**●

## (ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策  
(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）

階段への手すりの設置



従業員通路への凍結防止装置の導入



滑りにくいグレーチングの導入  
防滑性能の高い床材の施工

転倒防止対策  
リーフレット



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf> )

## (イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

重量物搬送機器の導入



アシストスーツの導入



移乗介助サポート機器の導入



## (ウ) 熱中症防止対策

- ★ 熱中症防止対策については4ページをご確認ください。

## (エ) その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

# 職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

## 補助対象

◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

### 【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
- ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー  
（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

### 【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー  
（-20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入（1事業者につき1点まで）



## Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース

【対象：全ての労働者】

■ 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士、等

### 補助対象となる取組



① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける



② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する



③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

### ※注意事項※

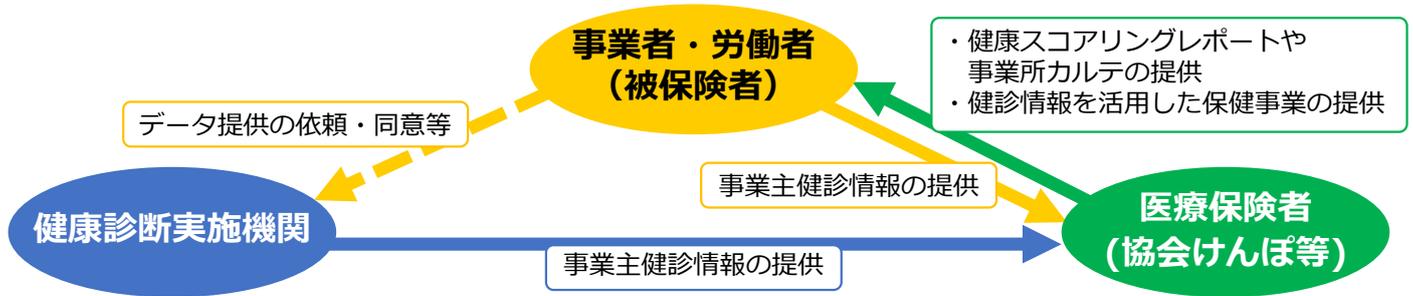
- ・ 転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・ 補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・ ①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・ ①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
- ・ 物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・ 支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。

## Ⅳ コラボヘルスコース

【対象：全ての労働者】

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です  
コース内容は、次ページへ

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



### 申請に当たって必要な資料

#### ①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し

※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの

※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、**健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書**などを提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。

#### ②：取組内容がわかる資料

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・専門家との対面による実施に限ります（ <b>オンライン開催不可</b> ）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・システム導入の初期費用のみ ・PCの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの経費は対象外 ・専門家との対面による実施に限ります（ <b>オンライン開催不可</b> ）。

### 【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する労働者数 ※ 1	資本金又は出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。  
 ※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

**交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）**

**支払請求書類受付期限 令和8年1月31日（当日消印有効）**

➡ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）

➡ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
**「エイジフレンドリー補助金事務センター」**  
 (ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

関係書類  
送付先  
(郵送の場合)

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
**エイジフレンドリー補助金事務センター**  
 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください  
 申請書類は郵送または宅配便で送付ください(メールでの申請はできません)  
 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では  
 送付しないでください

お問合せ先

申請担当

電話：03(6381)7507  
 FAX：03(6809)4086

支払担当

電話：03(6809)4085  
 FAX：03(6809)4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00  
 (土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)  
 <8月12日~8月15日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>

**参考：エイジフレンドリーガイドライン**  
 (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)  
**ポイント**



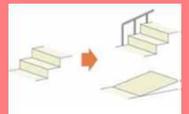
**1.安全衛生管理体制の確立**

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



**2.職場環境の改善**

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



**3.高年齢労働者の健康や体力の状況の把握**

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



**4.高年齢労働者の健康や体力に応じた対応**

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



**5.安全衛生教育**

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考：職場改善ツール  
**「エイジアクション100」チェックリスト**



【別記】関係団体の長 あて

熊本労働局長  
(公印省略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、下記の取組を実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、別添 1 から別添 8 のリーフレットを活用する等、傘下会員等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

## 記

### 1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 第 2 号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

## 2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。

さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正)を十分に考慮いただきたいこと。

なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。合わせて、1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。

- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。

また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。

以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。

- (3) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。なお、一般定期健康診断の結果報告等、別添2中で示されている手続きについては、本年1月より電子申請が義務化されている、リーフレットの活用等により改めて周知いただきたいこと。

- (4) 派遣労働者の健康診断に関する措置義務については、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。

ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の

実施状況を確認すること。

イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存状況、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

(5) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※1）の周知を行っていただきたいこと。

### 3 ストレスチェック制度の実施等

健康診断の実施及び事後措置等の実施に係る重点事項の指導等と併せて、以下のストレスチェック制度の適切な実施等についても指導、周知・啓発を行うこと。

(1) ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進

(2) 本年5月14日に公布された改正労働安全衛生法（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）による労働者数50人未満の事業場に対するストレスチェック実施義務化についての対象事業場への周知

### 4 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

(1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進

ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組

イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」（※2）（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life 推進プロジェクト」（※3）の周知啓発

ウ 労働者の高齢化を踏まえた取組については、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について（令和2年3月16日付け基発0316第1号）に基づく取組

(2) 職場におけるがん検診の推進

ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診

勸奨（※4）

- イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
  - ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
  - エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (3) 女性の健康課題に関する理解の促進
- ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
  - イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」（※5）や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」（※6）の活用
  - ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勸奨
- (4) 口腔の健康の保持増進
- 令和7年7月1日付け基安労発0701第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勸奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勸奨リーフレット（※7）を活用した歯科受診勸奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
- ア アイフレイルチェックリスト（※8）や6つのチェックツール（※9）を活用した目のセルフチェックの推進
  - イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診（※10～12）の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
- ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
  - イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
  - ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

(※1) 「一般定期健康診断の問診票の外国語版」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyousei/enzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/enzen/index.html)

(※2) 体力づくり国民運動（「体力づくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等）

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm)

(※3) Sport in Life 推進プロジェクト <https://sportinlife.go.jp/>

(※4) がん検診普及啓発ポスター

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html>

(※5) 働く女性の心とからだの応援サイト

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

(※6) 女性の健康推進室ヘルスケアラボ

<https://w-health.jp/>

(※7) 歯科早期受診勧奨リーフレット：

[https://www.jda.or.jp/occupational\\_health/doc/early-medical-examination-leaflet.pdf](https://www.jda.or.jp/occupational_health/doc/early-medical-examination-leaflet.pdf)

(※8) アイフレイルチェックリスト

<https://www.eye-frail.jp/checklist/>

(※9) 6つのチェックツール：

<https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/>

(※10) 眼科検診に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html>

(※11) 眼底検査に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>

(※12) 緑内障に関する情報：

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/glaucoma.html>

(別添1) 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_62293.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62293.html)

(別添2) 労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001281755.pdf>

(別添3) これから受ける検査のこと 子宮頸がん検診

[https://gan.joho.jp/public/ga\\_links/brochure/leaflet/screening.html](https://gan.joho.jp/public/ga_links/brochure/leaflet/screening.html)

(別添4) これから受ける検査のこと 乳がん検診

[https://gan.joho.jp/public/ga\\_links/brochure/leaflet/screening.html](https://gan.joho.jp/public/ga_links/brochure/leaflet/screening.html)

(別添5) がん対策推進企業アクション

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/a0f1a86cbd982aa46428a4f145efb55c33e42211.pdf>

(別添6) 働く女性の健康推進に取り組みましょう

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyousei/enzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/enzen/index.html)

(別添 7) 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を  
防止しましょう

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

(別添 8) 目の健康対策で STOP! 転倒災害

<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>

【別記】

(一社)熊本県労働基準協会  
建設業労働災害防止協会熊本県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会熊本県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部  
(公社)建設荷役車両安全技術協会熊本県支部  
(一社)日本ボイラ協会熊本支部  
(一社)日本ボイラ協会熊本検査事務所  
(一社)日本クレーン協会熊本検査事務所  
(独)労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター”  
(公社)日本作業環境測定協会九州支部熊本分会  
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会熊本支部  
熊本県社会保険労務士会  
熊本県経営者協会  
熊本県中小企業団体中央会  
熊本県商工会議所連合会  
熊本県商工会連合会  
(公社)熊本県医師会  
(公社)熊本県眼科医会  
(公社)熊本県精神科協会  
(公社)熊本県看護協会  
全国造船安全衛生対策推進本部 九州・山口総支部熊本支部  
日本労働組合総連合会熊本県連合会

熊本県健康福祉部  
全国健康保険協会熊本支部  
熊本県国民健康保険団体連合会

# 労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう

## ～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

### 健康診断の種類

事業者を実施が義務付けられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第3号 <sup>(※1)</sup> に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6月以上派遣する労働者	海外に6月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

#### ※1:労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、それぞれの健康診断ごとに定める実施時期(雇入れ時・配置替えの際など)及び頻度(6月に1回など)で実施しなければなりません。主な健康診断は以下のとおりです。

特殊健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条)</li> <li>・鉛業務に常時従事する労働者(鉛則第53条)</li> <li>・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者(四アルキル鉛則第22条)</li> <li>・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者(一部の物質に係る業務に限る)(特化則第39条)</li> <li>・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条)</li> <li>・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条)</li> <li>・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条)</li> <li>・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことがある在籍労働者(石綿則第40条)</li> </ul>
じん肺健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことがある管理2又は管理3の労働者(じん肺法第3条、第7～11条)</li> </ul> 注:じん肺の所見があると診断された場合には、都道府県労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。
歯科医師による健康診断	(歯科医師による健康診断) <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者(安衛則第48条)</li> </ul>

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等、通達等で示す特定の業務に従事する労働者に対して、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう勧奨しています。このほか、令和6年度からはリスクアセスメント対象物健康診断の仕組みも始まりました。

詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康確保に努めましょう。



## 健康診断の項目

雇入時の健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入時の健康診断(安衛則第43条)	定期健康診断(安衛則44条)
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長 <sup>(※2)</sup> 、体重、腹囲 <sup>(※2)</sup> 、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査 <sup>(※2)</sup> 及び喀痰検査 <sup>(※2)</sup>
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)	6 貧血検査(血色素量及び赤血球数) <sup>(※2)</sup>
7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) <sup>(※2)</sup>
8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)	8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) <sup>(※2)</sup>
9 血糖検査	9 血糖検査 <sup>(※2)</sup>
10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11 心電図検査	11 心電図検査 <sup>(※2)</sup>

### ※2: 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断項目の省略基準

定期健康診断の健康診断項目については、以下のとおり、それぞれの省略基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認めるときに省略することのできる者
身長検査	20歳以上の者
腹囲検査	1: 40歳未満の者(35歳の者を除く。) 2: 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3: BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) <sup>2</sup> ) 4: BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1: 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2: 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3: じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1: 胸部エックス線検査を省略された者 2: 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに健康診断項目が定められています。詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

## 健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項

### 1: 健康診断の結果の記録(安衛法第66条の3)

健康診断の結果については、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなくてはなりません。

### 2: 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聴かなければなりません。

### 3: 健康診断実施後の措置(安衛法第66条の5)

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。

### 4: 健康診断の結果の労働者への通知(安衛法第66条の6)

健康診断結果については、労働者に通知しなければなりません。

### 5: 健康診断の結果に基づく保健指導(安衛法第66条の7)

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

### 6: 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告(安衛法第100条)

健康診断(定期のものに限る。)の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。

・安衛則44条、45条の健診 : 常時50人以上の労働者を使用する事業者

・安衛則48条の健診及び特殊健診 : 健診を行った全ての事業者

報告様式のダウンロードや、所轄労働基準監督署への電子申請は

 [各種健康診断結果報告書](#)

または



このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。